

害虫駆除仕様書

- 1 目的 害虫駆除について、物理的駆除と薬剤駆除の使い分けを行い、薬剤の使用量をできる限り抑制することを目的とする。
- 2 巡視 委託業務の範囲内において、定期的に巡視を行うことにより害虫発生を早期に発見できるよう努める。
- 3 発生報告 害虫の発生を確認した場合は速やかに担当に連絡をして対応を協議すること。
害虫に触れてしまった場合、かぶれるなどの危害がある場合は現場に注意を喚起する看板を設置するなど駆除するまでの間に二次被害が発生しないよう努める。

4 駆除、薬剤散布

(1) 物理的駆除

害虫が発生初期段階の場合において、被害部のみの剪定や手作業により駆除が可能である場合は薬剤を使用せずに剪定により対応すること。
また、駆除の際、枝葉に卵などがいないかも併せて確認を行い早期発見及び早期駆除に努めること。

(2) 薬剤駆除

人への危害並びに植栽への影響が著しく物理的駆除が困難と判断した場合は薬剤による駆除を行う。

(3) 薬剤

使用する薬剤については、農薬取締法に基づき登録され当該樹木に適用のある薬剤をラベルに記載されている使用方法(使用回数、使用量、使用濃度等)を厳守して使用すること。

なお、担当職員に使用薬剤説明を行い、承諾を得たうえで使用すること。

(4) 散布作業準備

- ①作業実施にあたっては、近隣住民や通行者に対して事前周知を行う必要があることから文書の配布及び予告看板の設置を必ず行うこと。
- ②作業時間の設定については、通勤、通学等の時間を避けるなどの配慮をすること。
- ③文書配布や看板設置は最低でも作業実施の3日前には完了すること。

- ④天候不順等での延期に対応できるように準備すること。
- ⑤散布区域を最小限に抑えるよう現場の状況を十分に再確認した上で計画をすること。
- ⑥その他、必要な事項は協議のうえ決定する。

(5) 散布作業

- ①担当職員立会いのもとで作業を実施すること。
- ②強風や雨天の場合は作業を延期すること。
- ③散布前に必ず周辺の状況を十分に確認してから作業を実施すること。
- ④作業範囲及び近隣に洗濯物やペット等が確認できる場合は声掛けを行うこと。
- ⑤通行者に対しての飛散被害を防止するため、散布機具使用者に周囲の状況を伝達、散布の一時中断等を指示できる者を最低1名配置すること。
- ⑥噴霧器のノズルは作業範囲に合わせた適正な圧力に調整すること。
- ⑦散布する際には樹木全体への散布は可能な限り避け、害虫の発生箇所へのスポット散布とすること。
- ⑧樹高が高い木への散布は可能な限り脚立等を使用して散布し、下からの高圧噴霧による周囲への飛散を抑制するよう努めること。
- ⑨薬剤の調整又は散布作業を行う時は、農薬マスク、保護メガネ等防護装置を着用し、薬剤の取扱いを慎重に行うこと。

5 散布後の措置

薬剤を散布した範囲には、一定期間立看板等による表示とともに、必要に応じてロープ等により立ち入りの制限を行うこと。

6 完了報告

作業完了後、別紙報告書に必要事項を記載し提出すること。
また、駆除においては街路樹の剪定作業と同様に写真を併せて提出すること。

7 その他

この仕様書に定めのない事項において、疑義が生じた場合はその都度協議して決定するものとする。